

審査基準と標準処理期間

処 分 名	患者等搬送事業に対する認定		
根拠法令名	埼玉東部消防組合患者搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱	(条項) 第11条第2項、第13条	
基準法令名	埼玉東部消防組合患者搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱	(条項) 第11条第2項、第13条	
所管部署	消防局救急課 救急担当		
標準処理期間	14日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文章の名称【患者搬送事業認定書交付】 ・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>(患者搬送事業認定書交付基準)</p> <p>○適用要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別表第1第1号の適任者講習を修了した者 2 別表第2に掲げるもので患者等搬送医事業認定書等交付(再交付)申請書(様式第13号)により申請があったもの。 <p>○認定基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 認定対象となる患者等搬送事業者は道路運送法に規定する次のいずれかに該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者 (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者 (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者 (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者 4 認定審査基準表に基づき可否決定し、認定(否認定)結果通知書(様式第12号)により、その理由を付して通知するものとする。 			
所管課	救急課 救急担当	処理番号	救No.1